

燕市移住家族支援事業

～つばめに住みたい移住者を応援します～



燕 市



2021年4月1日施行

目次

1. 燕市移住家族支援事業の概要	1
2. 補助対象者	2
3. 補助金の算出方法	3
4. 事業計画の認定申請及び認定通知	3
5. 事業計画の変更認定申請及び認定通知	4
6. 事業計画の中止	4
7. 補助金の交付申請及び交付決定通知	4
8. 補助金の請求及び交付	5
9. 補助金の返還	5
10. その他	5
11. 事業の流れ	6
12. 居住誘導区域（燕地区）	7
13. 居住誘導区域（吉田地区）	8
14. 居住誘導区域（分水地区）	9

1. 燕市移住家族支援事業の概要

～つばめに住みたい移住者を応援します！～

まちを元気にするには、人口の増加は欠くことのできない条件の一つです。特に、子どもたちの声が響き渡るまちは、明るく活気にあふれ住み心地の良いまちと言えます。

燕市では、定住人口の増加や地域経済の活性化を推進するため、市外からつばめに移り住み、住宅を新たに取得する働き盛り世代（子育て世代）などの移住者（転入者）で、一定の条件を満たした方を対象に、住宅取得費の一部を補助金として交付します。

補助金の基本額は、金融機関等からの借入金額の1%（限度額10万円）です。また、加算項目として以下の①～⑥を設け、**合計最大100万円**の補助金交付となります。

【加算内容】※加算の限度額90万円 **③と④、⑤と⑥はどちらかの加算**

- ①「燕市立地適正化計画」で設定している「居住誘導区域」内に住居を建築又は購入する場合（最大50万円の加算）
（建築または購入予定箇所を原則、窓口で確認させていただきます）
- ②土地を含む中古物件の住居を購入し、その家屋に居住する場合
（最大20万円の加算）
- ③15歳以下の子ども3人以上と同居する「多子世帯該当者」
（最大30万円の加算）
- ④婚姻届から3年以内に交付申請を行う「新婚世帯該当者」
（最大30万円の加算）
- ⑤市内建築業者を元請とした場合
（最大10万円の加算）
- ⑥市内不動産業者との売買・仲介又は、燕市空き家・空き地活用バンクを利用し、土地又は中古物件を購入する場合
（最大10万円の加算）
- ⑦認定申請時に入居予定者の中にテレワークする者がいる場合
（最大10万円の加算）



2. 補助対象者

以下に掲げる要件を全て満たした方が補助対象者となります。

- (1)申請年度の4月1日以降に燕市に転入届を提出して市外から本市に移り住み、定住する方で**転入日以前において6ヶ月以上市外に居住していた方**
※ただし、認定申請日において、①過去2年以内に燕市に賃貸住宅を契約し居住している方、②過去5年以内に新潟県移住・就業等支援補助制度を受け本市に転入した方、①②のいずれかに該当する場合は「移住家族支援事業」の対象者となります。
- (2)補助対象住宅※1を新築又は購入するため、金融機関等※2との借入契約(償還期間10年以上)を締結し、当該住宅に2名以上で居住する方
- (3)過去に本事業等の補助金の交付を受けたことがない方
- (4)補助対象住宅の取得が公共補償等の対象でない方
- (5)市税等を滞納していない方
- (6)新築の場合は、基礎工事の着工前に事業計画認定申請書を提出し、同年度の3月15日までに補助金交付申請書を提出できる方

※1 補助対象住宅：一戸建て住宅又は共同住宅の住戸のうち、次の要件を全て満たすもの

- 建築または購入場所が燕市内であること
- 昭和56年6月1日以降に建築工事に着手したもの又は耐震診断及び耐震改修の結果、建築基準法と同等の耐震性能を満たすもの
- 自己の居住の用に供する床面積が75㎡以上のもの
- 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び居室を備えているもの
- 建築基準法、都市計画法その他の法令の規定に違反しないもの
- 店舗併用住宅にあっては、当該店舗が風営法第2条第1項及び第5項から第11項に該当しないもの

※2 金融機関等：住宅ローンを取扱う事業所
その他住宅ローン取扱い金融機関



3. 補助金の算出方法

住宅取得に係る金融機関等からの借入額(a)			円	
補助金額	基本額	借入額(a)×1% (1,000円未満端数切り捨て) ※限度額10万円	円	
	加算額	加算の限度額90万円 (1,000円未満端数切り捨て) ※③と④、⑤と⑥はどちらか加算とする		
		①居住誘導区域内での住宅取得	(a)×5% ※限度額50万円	円
		②中古物件を購入※1	(a)×2% ※限度額20万円	円
		③多子世帯該当者※2 ④新婚世帯該当者※3 のいずれかに該当	(a)×3% ※限度額30万円	円
		⑤市内建築業者元請 ⑥市内不動産業者又は、燕市空き家・空き地活用バンクを利用し購入のいずれかに該当	(a)×1% ※限度額10万円	円
		⑦テレワーク該当申請者※4	(a)×1% ※限度額10万円	円
合計			円	

- ※1 中古物件とは、一度でも入居された建物とする。ただし未入居でも、築後一年以上経過した建物や築後一年以内に所有権移転登記された建物も中古物件とする。
- ※2 事業計画の認定申請時に、15歳以下の子ども3人以上（対象児童）と同居し、かつ、補助対象住宅の新築又は購入後において対象児童と同居する方。
- ※3 補助金の交付申請時に、婚姻届を提出した日から3年以内である方。
- ※4 認定申請時に、補助対象住宅の入居予定者の中にテレワークする者を含む申請をする方

4. 事業計画の認定申請及び認定通知

◆補助金の交付対象となる計画の認定を受ける方は「燕市移住家族支援事業計画認定申請書（様式第1号）」に、以下の書類を添付し、**住宅の基礎工事着工前（一戸建て住宅等の購入の場合は購入契約前）**に提出してください。

- (1) 提出書類一覧表
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図（外構図）
- (4) 各階平面図
- (5) 世帯全員の住民票（世帯主名、続柄の記載があるもの）
- (6) 土地の売買契約書（※未契約の方は交付申請時に提出ください）
- (7) テレワーク勤務証明書（企業等から自宅等での勤務を命じられていることが分かるもの）

◆申請いただいた認定申請書は、速やかに審査及び現地確認を行い、補助金を交付することが適当であると認定したときは「燕市移住家族支援事業計画認定通知書（様式第2号）」により通知します。また、不適当であると認定したときは「燕市移住家族支援事業計画不認定通知書（様式第3号）」により通知します。

5. 事業計画の変更認定申請及び認定通知

- ◆事業計画の認定を受けた方で、当該認定に係る事業計画を変更する場合は「燕市移住家族支援事業計画変更認定申請書（様式第4号）」を提出してください。
- ◆申請いただいた変更認定申請書は、速やかに審査及び現地確認を行い、補助金を交付することが適当であると認定したときは「燕市移住家族支援事業計画変更認定通知書（様式第2号）」により通知します。
- ◆変更内容が住所変更等による軽微な場合は「燕市移住家族支援事業計画軽微変更届出書（様式第5号）」を提出してください。

6. 事業計画の中止

事業計画の認定を受けた方で、当該認定に係る事業計画を中止する場合は、原則として申請年度の12月28日までに「燕市移住家族支援事業中止届出書（様式第6号）」を提出してください。

7. 補助金の交付申請及び交付決定通知



◆補助金の交付申請する方は「燕市移住家族支援事業補助金交付申請書（様式第7号）」に、以下の書類を添付し、住宅の取得に伴う登記の日から2ヵ月以内に提出してください。

- (1) 提出書類一覧表
- (2) 燕市移住家族支援事業申請内訳書
- (3) 世帯全員の住民票（世帯主名、続柄の記載があるもの）
- (4) 全部事項証明書（戸籍謄本） 【新婚世帯該当者のみ必要】
- (5) 金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し（債務者の記載があるもの）
- (6) 市税等の納税証明書（全員転入の場合は不要）
- (7) 建物・土地の登記事項証明書（抵当権設定後の全部事項証明書）
- (8) 建築基準法に基づく検査済証の写し 【中古住宅の場合は必要書類】
- (9) 工事施工者関係書類 【市内建築業者加算該当者のみ必要】
- (10) 不動産業者関係書類 【市内不動産業者加算該当者のみ必要】
- (11) その他市長が必要と認める書類（契約書の写し、完成写真等）

◆申請いただいた交付申請書は、速やかに審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは「燕市移住家族支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）」により通知します。

8. 補助金の請求及び交付

◆交付決定通知を受けた方は「燕市移住家族支援事業補助金請求書（様式第 10 号）」を提出してください。

◆提出された請求書に基づき、補助金を指定された金融機関の口座に振り込みにより交付します。なお、交付までは概ね 1 ヶ月程度要します。

9. 補助金の返還

補助金を交付された方で、以下に掲げる要件のいずれかに該当した場合、認定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還いただくことがあります。

- (1) 「燕市移住家族支援事業補助金交付要綱」に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき
- (3) 市税等を滞納したとき
- (4) その他市長が特に適当でないと認めたとき

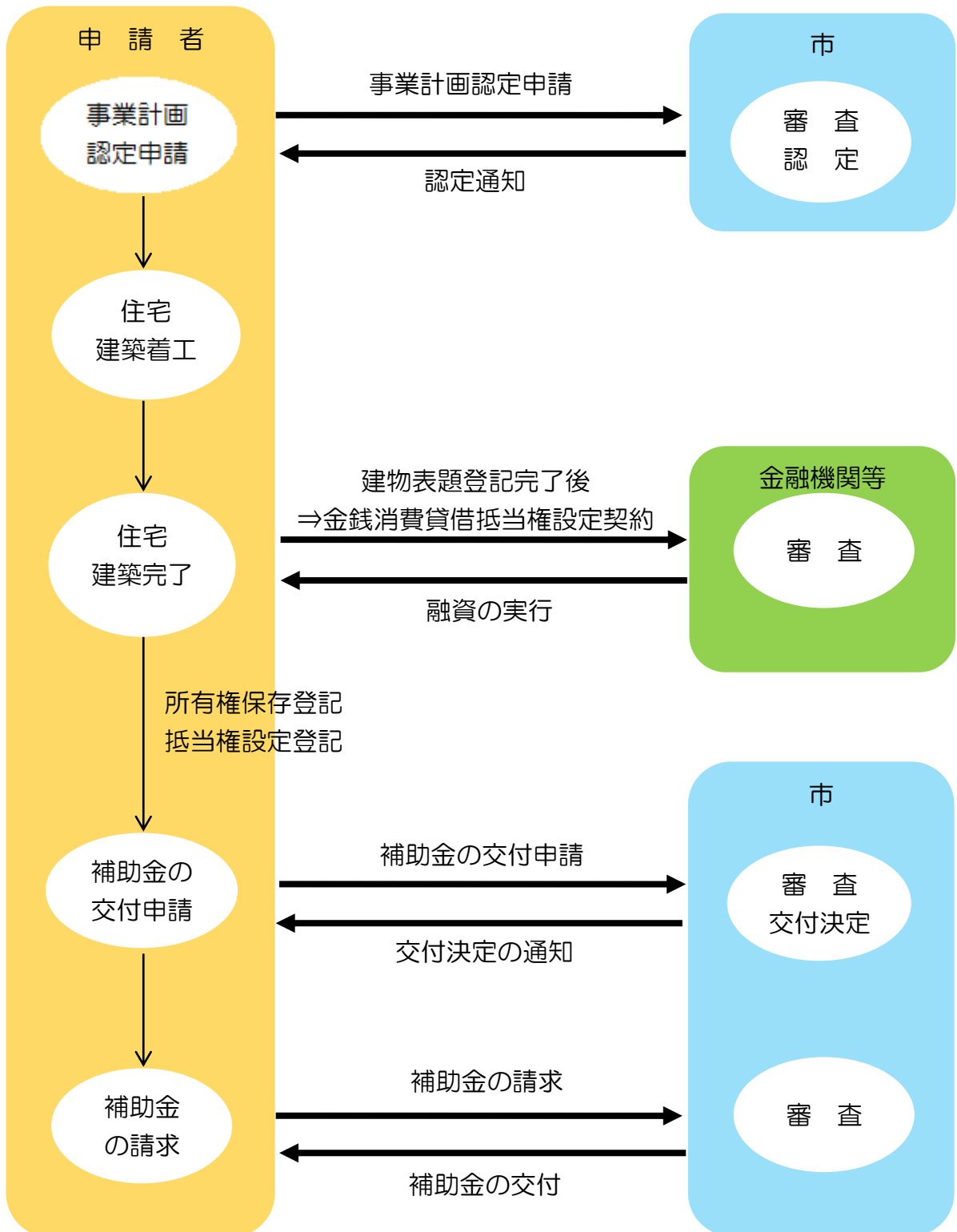
10. その他

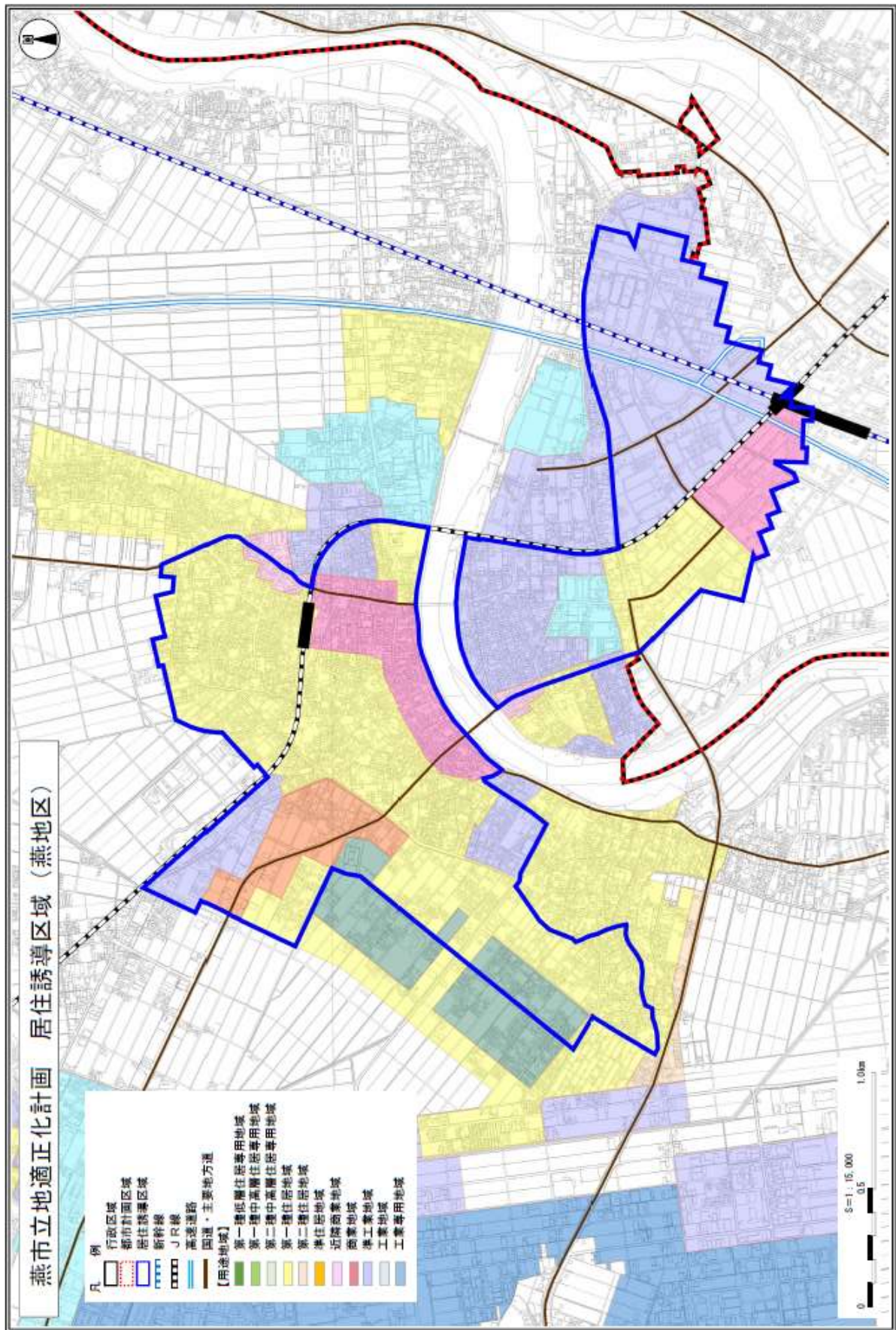
●事業計画の認定申請（変更も含む）及び補助金の交付申請は、審査の都合上、郵送は受け付けません。お手数でも都市計画課都市計画係（市役所 2 階 16 番窓口）まで持参をお願いします。

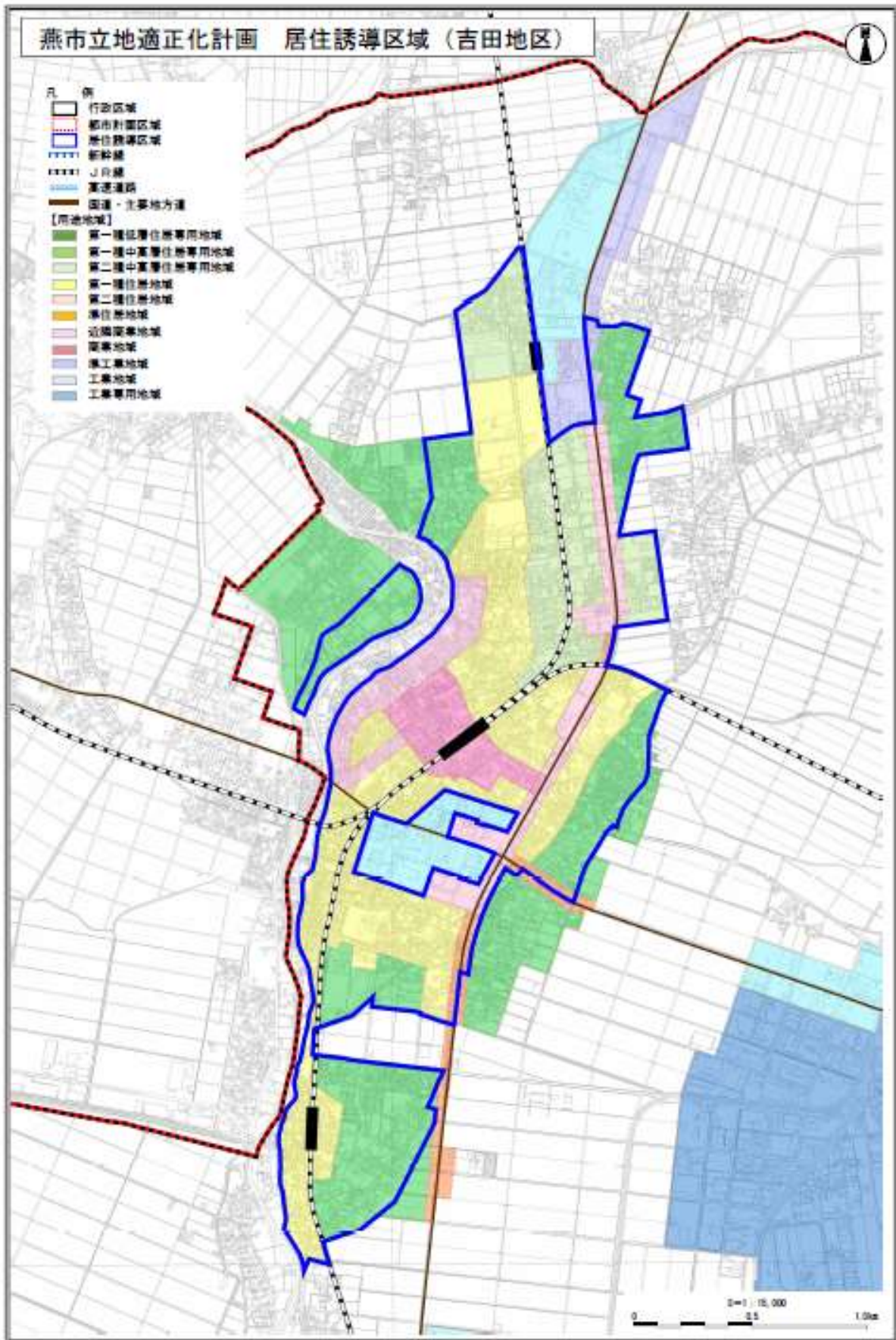
●事業計画認定申請時に算出される補助金額が予算額に達した時点で申請受付は終了となります。なお、キャンセル待ちの対応も行う予定です。詳細は担当職員にご確認ください。

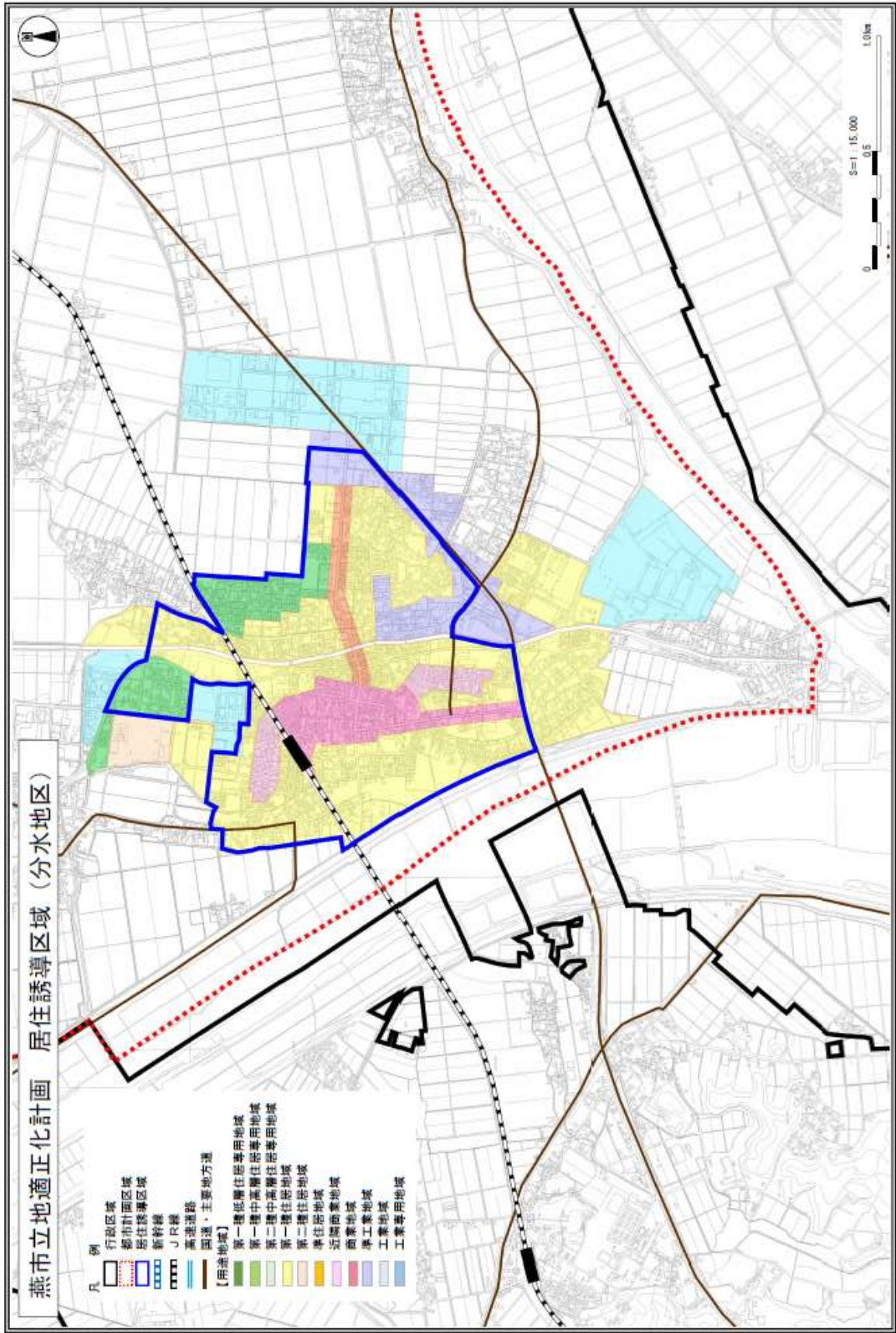


1 1. 事業の流れ（例：住宅を新築する場合）











ようこそ、燕市へ

お問い合わせ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 都市整備部 都市計画課 都市計画係

TEL 0256-77-8263 FAX 0256-92-2118

URL <https://www.city.tsubame.niigata.jp/>

E-mail toshikei@city.tsubame.lg.jp